

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																				
福祉部 障がい福祉室	1 行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年1回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 【令和8年4月1日付け改正前の大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。																																				
	施設名：大阪府立稲スポーツセンター																																					
	<table><tr><td>種別</td><td>許可数量</td><td>目的</td><td>使用料</td><td>許可期間</td></tr><tr><td>建物</td><td>0.66㎡</td><td>自動販売機</td><td>19,030円</td><td>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</td></tr></table>		種別	許可数量	目的	使用料	許可期間	建物	0.66㎡	自動販売機	19,030円	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで																										
	種別		許可数量	目的	使用料	許可期間																																
	建物		0.66㎡	自動販売機	19,030円	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで																																
	施設名：大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター																																					
	<table><tr><td>種別</td><td>許可数量</td><td>目的</td><td>使用料</td><td>許可期間</td></tr><tr><td>土地</td><td>1本</td><td>電話柱設置</td><td>1,500円</td><td>令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</td></tr><tr><td>土地</td><td>1本</td><td>通信ケーブル設置</td><td>1,500円</td><td>令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</td></tr><tr><td>土地</td><td>1本</td><td>CATVケーブル設置</td><td>1,500円</td><td>令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</td></tr><tr><td>土地</td><td>1本</td><td>電柱設置</td><td>2,600円</td><td>令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</td></tr><tr><td>建物</td><td>0.65㎡</td><td>自動販売機の設置</td><td>19,030円</td><td>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</td></tr><tr><td>建物</td><td>0.65㎡</td><td>自動販売機の設置</td><td>19,030円</td><td>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</td></tr></table>		種別	許可数量	目的	使用料	許可期間	土地	1本	電話柱設置	1,500円	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	土地	1本	通信ケーブル設置	1,500円	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	土地	1本	CATVケーブル設置	1,500円	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	土地	1本	電柱設置	2,600円	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	建物	0.65㎡	自動販売機の設置	19,030円	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	建物	0.65㎡	自動販売機の設置	19,030円	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	
	種別		許可数量	目的	使用料	許可期間																																
	土地		1本	電話柱設置	1,500円	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで																																
	土地		1本	通信ケーブル設置	1,500円	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで																																
土地	1本	CATVケーブル設置	1,500円	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで																																		
土地	1本	電柱設置	2,600円	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで																																		
建物	0.65㎡	自動販売機の設置	19,030円	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで																																		
建物	0.65㎡	自動販売機の設置	19,030円	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで																																		

	施設名：障がい者交流促進センター					
	種別	許可数量	目的	使用料	許可期間	
	土地	1 本	通信ケーブル共架	3,000円	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	
	土地	2 本	電力共架柱	3,000円	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	
	土地	1 本	本柱設置	1,500円	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	
	土地	土地2.92㎡、 電柱1本、地下埋設物3.5m	E V充電設備設置	免除	令和7年6月1日から 令和12年3月31日まで	
	土地	7 本	認定電気通信事業	10,500円	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	
	土地	1 本	認定電気通信事業	1,500円	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	
	土地	6 本	電気通信ケーブル設置	9,000円	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	
	土地	16本	認定電気通信事業	43,200円	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	
	建物	3.87㎡	自動販売機	93,420円	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	建物	2.92㎡	電気通信設備の設置	46,750円	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	建物	136.55㎡	障がい児通所支援事業及び障がい児等療育支援事業	2,184,050円	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	

2 借用財産について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

施設名：障がい者交流促進センター

種別	所在地	借用数量	目的	借用料	借用期間
土地	堺市南区城山台5丁1-2外	7基	障がい者交流促進センター誘導表示板設置（7か所）	無償	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
土地	堺市南区城山台5丁1-2外	1基	障がい者交流促進センター標識設置（1か所）	無償	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
土地	堺市南区城山台5丁1-2外	1㎡	障がい者交流促進センターカーブミラー設置（1か所）	無償	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和8年6月1日から同年8月27日まで）